

# 1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日

大阪市条例第24号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第6条）

### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第24条）

### 第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条—第26条）

### 附則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気

の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

（1）公害の防止

（2）電波、光等による環境の保全上の支障の防止

（3）野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

（4）本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全

（5）地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造

（6）廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用

（7）地球環境保全に資する施策の推進

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要

な措置を講ずるものとする。

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。

3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

（施策の策定等に当たっての措置）

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（自主環境管理）

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価）

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

（規制の措置）

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（資源の適正管理及び循環的利用）

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置

を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（監視、測定及び検査の実施等）

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育、学習の振興等）

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自主的な活動を促進するための措置）

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の意見の反映）

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（公害等に係る苦情の処理）

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

（公害健康被害の救済）

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 地球環境保全の推進のための施策

（地球環境保全に資する施策の推進）

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 2. 「大阪市自動車交通環境計画」の概要

### 1 策定の経緯

大阪市では、平成 14 年 1 月に策定した「大阪市自動車公害防止計画」に基づき自動車排出ガス対策や自動車騒音対策など各種の施策を進めてきた。その結果、大阪市内における大気環境については改善傾向にあるが、一部の幹線道路沿道では局地的な大気汚染が残っており、また、自動車騒音についても、幹線道路沿道の9割近くが騒音の環境基準を達成しているものの、いまだ達成率の低い区間が残されている。また、平成 17 年 2 月には京都議定書が発効し、大阪市内における二酸化炭素排出量の約 15%を占める自動車等運輸部門に対してその削減に向けた取組みが求められている。

このような状況から、平成 18 年 12 月に大阪市環境審議会から「今後の自動車交通環境対策のあり方について」答申を受け、これを踏まえて、自動車排出ガス対策、自動車騒音対策、自動車に係る地球温暖化対策を3つの柱とした「大阪市自動車交通環境計画」を策定した。

### 2 計画の基本的事項

#### (1) 計画の目的

環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりに向けて、地域の实情に応じた道路交通対策等を計画的に推進し、沿道地域における大気汚染や騒音の改善を図るとともに、新たに自動車からの二酸化炭素排出量の抑制に取り組む。

#### (2) 計画の期間

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とする。

#### (3) 目標

[大気環境] 大気環境については、幹線道路沿道において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成測定局を経年的に増加させ、平成 22 年度までに、市全域において環境基準の達成を図る。

[騒音振動] ・夜間騒音 73 デシベルを超過する住居が存在する区間の縮小を図る。また、道路に近接して存在する住居の1階部分において夜間騒音 70 デシベルを超過する区間を縮小させ、幹線道路沿道住居における環境基準達成率の上昇を図る。

・道路交通振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であることとする。

[地球温暖化] 市域における平成 22 年度の温室効果ガス総排出量を平成 2 年度から 7%削減することを目指す「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の目標達成に向け、自動車からの二酸化炭素排出量の抑制を図る。

### 3 自動車交通環境対策

#### (1) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガス測定局において二酸化窒素等に係る環境基準を達成するため、次に示す施策を重点的に実施していく。特に、高濃度汚染地域の局地的な施策を推進する。

##### ① 局地的施策

・交通量・交通流対策

信号機の高度化、路上駐車対策の推進、交差点改良等による交通渋滞の解消

- ・道路構造・沿道対策

## ② 広域的施策

- ・エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進
- ・エコドライブ、グリーン配送の推進
- ・排出ガス規制の強化、エコカーの技術開発・普及支援等に係る国への要望

## (2)自動車騒音振動対策

現在実用化されている技術や手法とともに、今後進展が期待される技術を見極めつつ、沿道地域における騒音の状況や住居等の立地状況に応じた対策を効率的に実施していく。

- ・走行速度の抑制、大型車の中央寄り車線走行
- ・低騒音舗装の敷設、遮音壁の設置、裏面吸音板の設置、高架道路のジョイントの改善、路面の整備
- ・環境施設帯・緑地の整備、住居の防音化
- ・騒音規制の強化等に係る国へ要請

## (3)自動車に係る地球温暖化対策

自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図るため、市民・事業者との連携のもとに、次に示す対策を進めていく。

- ・エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進、低燃費車の指定及び普及
- ・エコドライブ、グリーン配送の推進

## (4)市民・事業者との協働

- ・環境にやさしい自動車利用の推進

市民・事業者等と連携して、エコドライブやグリーン配送の推進などの環境にやさしい自動車利用を推進する。

- ・荷主と運送事業者との連携した取組

自家用トラックから営業用トラックへの転換、共同輸配送の推進、物流の情報化の推進等による輸送効率の向上、営業用乗用車の効率的な配車・運行など、自動車使用の効率化・合理化を促進する。

# 4 計画の進行管理

## (1)計画の進行管理

### ア. 計画の推進体制

- ・関係機関や市民・事業者・NPOとの連携

道路管理者、交通管理者等の関係機関や市民・事業者・NPOとの連携による対策の推進体制を検討し確立する。

### イ. 計画の進捗状況の把握

- ・環境監視

大気環境、自動車騒音に係る環境監視を進め、対策の進捗状況を把握する。

- ・自動車交通状況

自動車交通量、交通渋滞状況に加えて、排出ガス規制年別構成割合や自動車 NOx・PM 法の対策地域外から流入する車両の割合を調査し、対策の進捗状況を把握する。

### ウ. 対策別指標の設定及び公表

計画の目標を達成するために、対策別の指標を定めるとともに、前年度事業の進捗状況の把握や

当該年度の事業計画を取りまとめて公表することで、関係機関や市民等と情報を共有し、連携・協働を推進していく。

〔対策別指標〕

○ エコカー普及目標

大阪市の公用車は全車エコカーを導入する。また、平成 22 年度までに市域におけるエコカーの普及率 70%を目標に普及を促進する。

○ エコドライブ・グリーン配送等の実践

教習会等の開催を通じて、エコドライブ・グリーン配送等を実践する企業の参加数を増加させる。

○ 道路構造対策・沿道対策の進捗状況

・交差点改良

→平成 22 年度までに今里交差点等の改良を進める。

・低騒音舗装

→優先順位の高い区間から低騒音舗装の敷設を進める。

○ 自動車交通状況

交通量、交通状況、最新規制適合車の割合、他都市からの流入車の混入率を把握する。

(2) 新たな対策の推進

局地的対策としての特定路線・区間における大型ディーゼル車対策や、広域的対策として国や自動車メーカー等へ発生源対策の一層の強化を働きかけるとともに、微小粒子状物質への対応などに取り組む。

### 3. 「大阪市水環境計画」（平成11年5月策定）の概要

#### ◎計画の構成とその概要

##### 1 計画の基本的事項

###### (1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水環境分野の実施計画である。

###### (2) 目的

大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。

###### (3) 計画期間：2010年度まで

##### 2 水環境の目標像

###### (1) 快適な水辺の保全と創造

人と川・海、生物が様々に触れ合える水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。

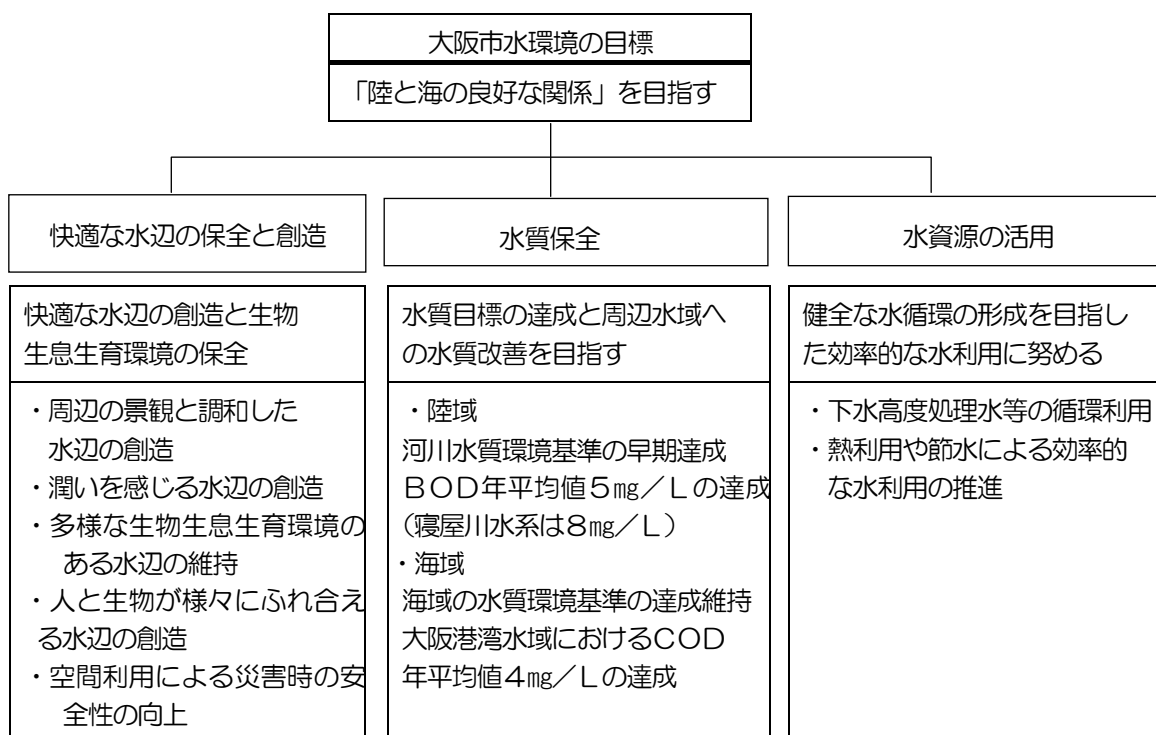
###### (2) 水質の保全

大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標（大阪市環境基本計画）の達成

###### (3) 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める

#### ■計画の目標



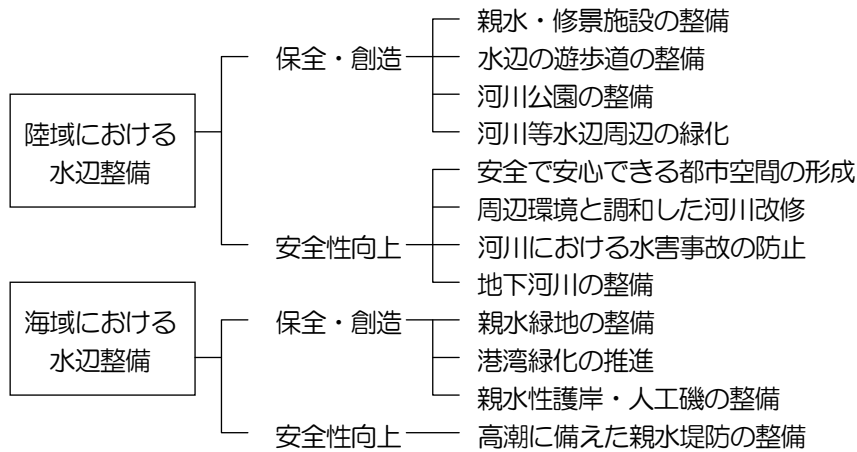


### 3. 目標達成のための施策展開

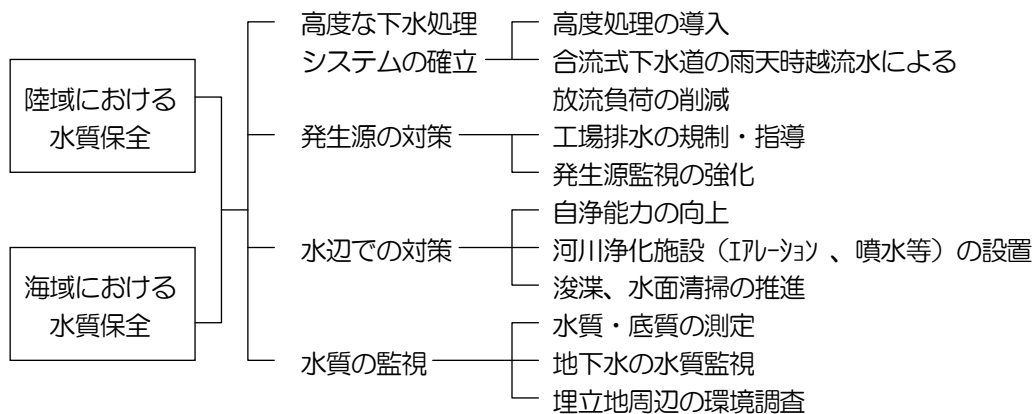
#### (1) 施策体系

水環境の目標達成のため、次の5つの分野について総合的に施策を推進する。

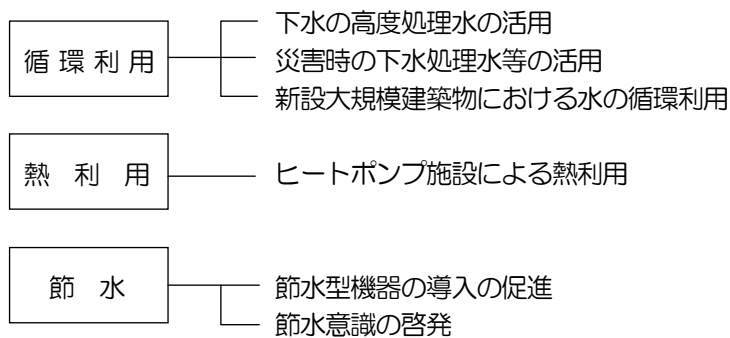
##### ① 快適な水辺の保全と創造



##### ② 水質の保全



##### ③ 水資源の活用



- ④ 水環境の保全と創造への連携・参画  
市民への啓発、上流域などとの広域的な取組みの推進
- ⑤ 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取組

重点的な取組として、次の2事業を推進する。

① 下水道中期計画

平成22年度（2010年）を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減

- ・富栄養化の原因となる窒素、磷の削減

平成7年度に比べて窒素30%、磷40%の排出負荷の削減を図る。

- ・その他の項目

平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量（BOD）15%、浮遊物質（SS）15%の排出負荷の削減を図る。

- ・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充、「生物学的窒素除去法」「担体利用窒素除去法」の導入を推進する。
- ・この他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水時活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■下水道の高度処理計画

|                 | 平成7年度実績<br>排出負荷量 | 平成22年度 |         | 将来計画  |          |
|-----------------|------------------|--------|---------|-------|----------|
|                 |                  | 削減目標   | 目標水質    | 削減目標  | 目標水質     |
| 生物化学的酸素要求量（BOD） | 19t/日            | ⇒15%   | 7mg/L   |       | 5mg/L    |
| 化学的酸素要求量（COD）   | 29t/日            |        |         | ⇒10%* | 11mg/L   |
| 浮遊物質（SS）        | 13t/日            | ⇒15%   | 5mg/L   |       | 3mg/L    |
| 全窒素             | 34t/日            | ⇒30%   | 10mg/L  |       | 6.7mg/L  |
| 全磷              | 1.9t/日           | ⇒40%   | 0.5mg/L |       | 0.49mg/L |

(注) \* CODについては将来計画値

② エコポート事業

- ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。
- ・大阪港の西側水際線ゾーンに位置する夢洲の西側水際線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創造するために海浜や干潟等の整備を進める。



## 5 . 大阪市緑の基本計画の概要

### ◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園・道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

### ◎大阪市緑の基本計画の概要

#### (1) 基本方針

##### 緑のまちをつくる

- ① 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）  
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
- ② 大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）  
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
- ③ 活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）  
大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。
- ④ 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）  
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

##### 緑のまちをはぐくむ

- ① 市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ  
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ。
- ② 市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをはぐくむ  
市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。

#### (2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）

##### ◆ 都市公園等の整備目標

- ① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡

##### ◆ 都市緑化の目標

- ① 樹木・樹林率…約15%  
(市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合)
- ② 自然面率…約30%  
(市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合)

## 6. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成22年3月改定）の概要

大阪市は、平成22年3月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者とともに、「持続可能な循環型都市」の構築に向け、「ごみの適正処理」という観点だけでなく、廃棄物の発生そのものを抑制し、再使用や再生利用の取組を推進するため、ごみの「3R」（発生抑制・再使用・再生利用）の取組、特に、上流対策である「2R」（発生抑制・再使用）の取組を積極的に推進します。

### 計画目標

#### 1. 計画期間

平成22年度から平成27年度まで（6カ年計画）

#### 2. ごみ処理（焼却）量

平成3年度実績〔ごみ処理（焼却）量のピーク〕から107万トン、平成19年度実績（基準年度）から38万トンの減量を目指し「110万トン」とする。

#### 3. 3R推進量（減量化量）※

平成19年度実績（基準年度）から38万トンの増量を目指し「63万トン」とする。

#### 4. 最終処分量（焼却灰の埋立量）

平成19年度実績（基準年度）から10万トンの減量を目指し「20万トン」とする。

※本基本計画では、ごみの3Rにかかる量を総称して「3R推進量」としています。

### 基本方針と主な取組

#### 【基本方針1】3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

3R〔「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」〕の取組、特に優先課題とされる上流対策の2R〔「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」〕の取組を積極的に推進します。

##### 主な取組

##### ■環境教育・普及啓発の推進

- ◆小学4年生・5年生を対象とする社会科副読本「へらそうごみ 守ろう環境」の作成・配布
- ◆小学校等における「体験学習」の実施
- ◆大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）と連携した「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発

##### ■費用負担の適正化

- ◆ごみ処理手数料見直しの検討
- ◆「事業系ごみ10kg未満無料規定」のあり方の検討
- ◆処分手数料を上乗せした「有料指定袋制度」の検討

##### ■焼却工場搬入の適正化

- ◆産業廃棄物の適正処理ルートへの誘導
- ◆資源化可能な紙ごみ等の「焼却工場への搬入禁止」の検討

##### ■大阪市役所におけるごみ減量の推進

- ◆事業者でもある大阪市の関連施設における、より一層のごみ減量とリサイクルの推進

など

#### 【基本方針2】連携と協働の推進

大阪市は、積極的に情報を発信するとともに、ごみ減量・リサイクルの主役であり実践者でもある市民・事業者との連携・コミュニケーションの活性化に努め、協働で取組を進めます。

また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、住民、法人市民だけでなく、市外からの通勤・通学者や観光者等「多様な市民」への啓発と連携を進めます。

##### 主な取組

##### ■家庭系ごみの減量推進

- ◆大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）との連携強化
- ◆資源ごみ、容器包装プラスチックの分別排出の促進
- ◆資源集団回収団体に対する支援制度の充実・各戸回収方式の実施

##### ■事業系ごみの減量推進

- ◆排出事業者等との連携と協働
  - ◇一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理の推進
  - ◇焼却工場における展開検査、収集業者に対する排出状況等の確認・指導、排出事業者に対する適正処理方法の啓発・指導の実施
- ◆特定建築物の減量指導
  - ◇廃棄物管理責任者の選任と減量計画書の提出の義務付け、立入調査・講習会等の実施
  - ◇「ごみ減量優良標」の贈呈、表彰（市長表彰・環境局長表彰）の実施
- ◆「事業者リサイクルコンテスト」の実施
- ◆資源化可能物（特に紙ごみ）のリサイクルルートへの誘導
- 「まちの美化」の推進
  - ◆「まち美化パートナー」への支援、清掃ボランティアへの清掃用具の交付・表彰の実施
  - ◆大阪市一斉清掃「クリーンおおさか」の開催
  - ◆幹線道路・ターミナル等の散乱ごみの清掃、不法投棄防止パトロール等の実施
- 「路上喫煙対策」の推進
  - ◆「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づく路上喫煙の防止、喫煙マナー・モラルの向上促進
  - ◆「たばこ市民マナー向上エリア制度」による市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働の推進

など

### 【基本方針3】環境への配慮

3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの排出を抑制することが緊急かつ重要な課題となっています。

大阪市は、ごみ減量・リサイクルの推進にあたり、環境への影響に十分配慮するとともに、ごみの収集輸送、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めます。

#### 主な取組

- 廃棄物処理事業における環境負荷の低減
  - ◆「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づく環境負荷の低減
  - ◆「環境マネジメントシステム」の適正な運用
- 焼却余熱エネルギーの有効利用
  - ◆焼却工場外への蒸気供給・送電等の実施

など

### 【基本方針4】効率化の推進

大阪市は、ごみ減量・リサイクルの推進にあたり、常にコストを意識し、効率的な事業運営に努めます。

また、ごみ減量の成果を踏まえて、収集輸送・処理処分の事業全般にわたって見直しを進め、一層の経費削減に努めます。

#### 主な取組

- 効率的な事業運営とより一層の経費削減
  - ◆収集輸送要員の見直し、焼却工場数の削減

など

### 【基本方針5】適正処理の推進

市民・事業者と連携・協働した3Rの取組を進めたうえで、最終的に排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要であり、大阪市はそのための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努めます。

#### 主な取組

- ごみを適正に処理処分するための安全かつ安定した処理処分体制の維持
- 「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会報告書」の趣旨を踏まえた建替整備の実施

など

## 計画の進行管理

本基本計画の進捗状況について、PDCAサイクルによる検証と情報公開を図るなど、適宜、検証等を図る。